

令和 7 年度 外来機能報告（速報値） 及び 紹介受診重点医療機関の選定 （田辺医療圏）

外来機能報告の結果	．．．．．	P. 1 ～
紹介受診重点医療機関の選定	．．．	P. 3 ～



医療機関名	紹介受診重点医療機関となる意向	初診						再診					
		医療資源を重点的に活用する患者割合	初診の外来患者延べ数	紹介受診重点外来の患者延べ数 (※)	医療資源を重点的に活用する入院前後の外来患者延べ数	高額等の医療機器・設備を必要とする外来の患者延べ数	特定の領域に特化した機能を有する外来の患者延べ数	医療資源を重点的に活用する患者割合	再診の外来の患者延べ数	紹介受診重点外来の患者延べ数 (※)	医療資源を重点的に活用する入院前後の外来患者延べ数	高額等の医療機器・設備を必要とする外来患者延べ数	特定の領域に特化した機能を有する外来の患者延べ数
1 独立行政法人国立病院機構南和歌山医療センター	○	70.3	7,184	5,047	459	4,022	2,769	27.7	80,146	22,200	7,470	15,803	2,532
2 医療法人研医会田辺中央病院		32.9	2,345	771	42	564	337	12.3	21,916	2,689	1,415	1,114	474
3 紀南病院	○	66.7	10,112	6,741	622	4,032	4,810	30.4	121,185	36,787	13,836	24,101	3,518
4 医療法人 洗心会 玉置病院		26	1,261	328	1	265	121	24.4	14,199	3,463	259	3,076	280
5 白浜はまゆう病院		15.1	11,307	1,706	117	1,308	479	12.2	55,934	6,828	2,229	4,312	750
6 医療法人宝山会 白浜小南病院		0	17	0	0	0	0	0	124	0	0	0	0
7 南紀医療福祉センター		5.1	553	28	0	6	22	1.2	10,923	135	0	43	92
8 国保すさみ病院		14.4	1,453	209	14	157	50	7.1	13,252	938	337	474	183
9 真寿苑クリニック		7.1	1,005	71	0	9	62	2.7	13,006	349	0	27	324
10 外科内科辻医院		17.8	797	142	2	123	27	5.9	8,663	509	2	380	138
11 辻村外科		13.6	867	118	0	87	33	2.5	8,156	203	17	89	101

※「医療資源を重点的に活用する入院前後の外来患者延べ数」、「高額等の医療機器・設備を必要とする外来の患者延べ数」、「特定の領域に特化した機能を有する外来の患者延べ数」を合計した数字ではなく、個別で計上した数字である

〔令和7年度 外来機能報告〕 高額等の医療機器・設備を所有する病院・有床診療所

速報値

田辺医療圏			病院	有床診療所
CT	64列以上		南和歌山医療センター、紀南病院、玉置病院、国保すさみ病院	外科内科辻医院、辻村外科
	マルチスライスCT	16列以上64列未満	田辺中央病院、白浜はまゆう病院、白浜小南病院、南紀医療福祉センター	
	その他のCT	16列未満	紀南病院	
MRI	3テスラ以上		南和歌山医療センター	
	1.5テスラ以上3テスラ未満		紀南病院、玉置病院	
	1.5テスラ未満		田辺中央病院、白浜はまゆう病院	
血管連続撮影装置			南和歌山医療センター、紀南病院、白浜はまゆう病院、国保すさみ病院	
SPECT			南和歌山医療センター、紀南病院	
マンモグラフィ			南和歌山医療センター、紀南病院、白浜はまゆう病院、玉置病院	
PET				
PETCT				
PETMRI				
ガンマナイフ				
サイバーナイフ				
強度変調放射線治療器（IMRT）			南和歌山医療センター	
遠隔操作式密封小線源治療装置				
内視鏡手術用支援機器			紀南病院	

※「医療資源を重点的に活用する入院前後の外来患者延べ数」、「高額等の医療機器・設備を必要とする外来の患者延べ数」、「特定の領域に特化した機能を有する外来の患者延べ数」を合計した数字ではなく、個別で計上した数字である

紹介受診重点医療機関である医療機関については、協議の場における協議の結果の公表に伴い更新又は変更されるものであり、毎年度、協議の場における確認を行うことが必要である。

「都道府県における今後の外来機能報告制度の運用等について」（R5.3.6厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）より

		今回協議 令和7年度 外来機能報告				事務局 (案)
現在 R7.3.27協議 に基づく		初診に占める 重点外来の割合	再診に占める 重点外来の割合	紹介率と 逆紹介率	紹介受診重点 医療機関 となる意向	
紹介受診重点医療機関の基準		40%以上	25%以上	紹50%以上かつ 逆40%以上		
南和歌山医療センター	紹介受診重点 医療機関	70.3%	27.7%		継続の意向 あり	更新
紀南病院	紹介受診重点 医療機関	66.7%	30.4%		継続の意向 あり	更新

※「基準を超える」又は「紹介受診重点医療機関となる意向がある」医療機関は上記2施設のみ

医療法第30条の18の2及び第30条の18の3の規定に基づき、**地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため**、医療機関の管理者が**外来医療の実施状況等を都道府県知事に報告をするもの**。令和3年5月に「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第49号)が成立・公布され、医療法に新たに規定された(令和4年4月1日施行)。

参考：医療法(一部抜粋)

第30条の18の2 **病床機能報告対象病院等であつて外来医療を提供するもの**(以下この条において「**外来機能報告対象病院等**」という。)の**管理者は、地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため**、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該**外来機能報告対象病院等**の所在地の**都道府県知事に報告しなければならない**。

第30条の18の3 **患者を入院させるための施設を有しない診療所**(以下この条において「**無床診療所**」という。)の**管理者は、地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため**、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該**無床診療所の所在地の都道府県知事に報告することができる**。

目的

- 「紹介受診重点外来を地域で基幹的に担う医療機関(紹介受診重点医療機関)」の明確化
- 地域の外来機能の明確化・連携の推進

▶ 患者の流れがより円滑になることで、病院の外来患者の待ち時間の短縮や勤務医の外来負担の軽減、医師の働き方改革に寄与。

対象医療機関

義務： 病院・有床診療所
任意： 無床診療所

報告頻度

年1回
(10～11月に報告を実施)

紹介受診重点外来

- 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来
例) 悪性腫瘍手術の前後の外来
- 高額等の医療機器・設備を必要とする外来
例) 外来化学療法、外来放射線治療
- 特定の領域に特化した機能を有する外来
例) 紹介患者に対する外来

報告項目

- (1) **紹介受診重点外来の実施状況**
- (2) **紹介受診重点医療機関となる意向の有無**
- (3) **地域の外来機能の明確化・連携の推進のために必要なその他の事項**
紹介・逆紹介の状況、外来における人材の配置状況、外来・在宅医療・地域連携の実施状況(生活習慣病管理料や在宅時医学総合管理料等の算定件数)等

▶ 「協議の場」での議論に活用。令和4年度については、外来機能報告等の施行初年度であるため、紹介受診重点医療機関の明確化に資する協議を中心に行う。

紹介受診重点医療機関の基準

意向はあるが基準を満たさない場合

- 上記の外来の件数の占める割合が
- ・ 初診の外来件数の40%以上かつ
 - ・ 再診の外来件数の25%以上

参考にする紹介率・逆紹介率の水準

- ・ 紹介率50%以上かつ
- ・ 逆紹介率40%以上

紹介受診重点医療機関として取りまとめ

医療資源を重点的に活用する外来

(以下の①～③のいずれかの外来)

外来機能報告 報告マニュアルより

① 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来

次のいずれかに該当する入院を「医療資源を重点的に活用する入院」とし、その前後30日間の外来の受診

- ・ Kコード（手術）を算定
- ・ Jコード（処置）のうちDPC入院で出来高算定できるものを算定（※1）
※1：6000cm³以上の熱傷処置、慢性維持透析、体幹ギブス固定等、1000点以上
- ・ Lコード（麻酔）を算定
- ・ D P C 算定病床の入院料区分
- ・ 短期滞在手術等基本料3を算定

② 高額等の医療機器・設備を必要とする外来

- ・ 外来化学療法加算を算定
- ・ 外来腫瘍化学療法診療料を算定
- ・ 外来放射線治療加算を算定
- ・ 短期滞在手術等基本料1を算定
- ・ Dコード（検査）、Eコード（画像診断）、Jコード（処置）のうち地域包括診療料において包括範囲外とされているものを算定（※2）
※2：脳誘発電位検査、CT撮影等、550点以上
- ・ Kコード（手術）を算定
- ・ Nコード（病理）を算定

③ 特定の領域に特化した機能を有する外来（紹介患者に対する外来等）

- ・ 診療情報提供料Iを算定した30日以内に別の医療機関を受診した場合、当該「別の医療機関」の外来